

学校いじめ防止基本方針

江戸川区立南小岩第二小学校

1 いじめ問題に対する基本的な取組

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」といじめ防止対策推進法に定義されている。

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうるものであるという基本的認識に立ち、校内で共通理解したうえで取り組む必要がある。

いじめ問題に対して、次のような基本的な姿勢を明確にした上で、組織的に取り組む。

- | |
|---|
| ○いじめる児童に対して、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行う。 |
| ○いじめられている児童を徹底して守る。 |
| ○学校、家庭、地域社会の連携を推進する。 |

- (1) いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、校長を中心にいじめ対策委員会を開催し、組織としてこの問題の解決に当たる。
- (2) 教職員の言動や態度が児童に大きな影響力をもつことを認識する。
- (3) いじめ問題を隠さず、その解決に向けて、学校・教育委員会と家庭・地域社会が連携して当たる。
- (4) いじめ問題が解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、適時に指導を行う。
- (5) 家庭や地域社会に対して、いじめ問題の重要性の認識を広め、連携していじめ問題の解決を図る。

2 いじめの早期発見・早期対応

児童が発する小さなサインを見逃すことのないよう丁寧に児童理解を深めることが大切である。いじめ発見のルートは、①本人の訴え（年3回のアンケートも含む）②教職員による発見③保護者等からの情報提供に大別されるので、多面的な情報を突き合わせて、いじめの全体像を把握し的確な対応を行うために、協働的な指導体制を機能させる。

3 いじめ問題への組織的な対応

いじめを把握したら、いじめ対策委員会（校長、副校長、主幹、生活指導主任、スクールカウンセラー、養護教諭、学年主任、担任等）を組織し、指導方針を共通理解した上で役割分担し、迅速な対応を進める。

4 いじめが起きた場合の配慮事項事態の収拾

	●情報収集と事実の確認 児童からの聞き取り
被害者対応	●被害を受けた児童の傷ついた心を支え、安心感や自分は安全だという気持ちをもたせる声掛けをし、話を聞く。
加害者対応	●教師自らが絶対的な信頼の対象であることを児童に示す。 ●毅然とした態度を貫く。 ●行動に至った原因、加害者の児童が抱える悩みや問題等、行動の深層にある心理を理解し対応する。
全児童対応	●いじめを許さない学級の雰囲気作りを行う。 ●児童の勇気付けを行い、解決に向けた取り組みを促す。
保護者対応	●関係する保護者への説明と対応 ●学校の今後の指導方針と対応等の提示と説明